

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	東海財務局長	
【提出日】	2019年4月8日	
【会社名】	株式会社 J B イレブン	
【英訳名】	JB ELEVEN CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新美 司	
【本店の所在の場所】	名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地	
【電話番号】	(052)629 - 1100 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 田畠 英幸	
【最寄りの連絡場所】	名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地	
【電話番号】	(052)629 - 1100 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 田畠 英幸	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	287,210,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	373,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社の単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2019年4月8日(月)の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	373,000株	287,210,000	143,605,000
一般募集			
計(総発行株式)	373,000株	287,210,000	143,605,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の総額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は143,605,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
770	385	100株	2019年4月24日(水)		2019年4月25日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本第三者割当増資に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、申込期間に後記申込取扱場所へ申込みをするものとします。また、払込みの方法は、後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。

4. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社JBイレブン総務部	名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 大府支店	愛知県大府市中央町3-59

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
287,210,000	2,000,000	285,210,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用、登記費用等であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額については、主に新規出店のための設備投資資金に充当する予定であります。2020年3月期は、国内で新規出店を5店舗計画しており、そのうち条件等が明確になっている店舗の投資資金132,000千円とし、残額は金融機関からの長期借入金の返済に充てる計画です。

使途	金額(円)	支出予定時期
出店費用	132,000,000	2019年4月から12月
借入金返済	153,210,000	2019年4月から6月

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】**1【割当予定先の状況】****(1) 割当予定先の概要**

名称	アリアケジャパン株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区恵比寿南三丁目2番17号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第40期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月25日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第41期 第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月3日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第41期 第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月8日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第41期 第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月7日 関東財務局長に提出

名称	サッポロビール株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 高島 英也
資本金	10,000百万円
事業の内容	ビール・発泡酒・その他の酒類の製造・販売、ワイン・洋酒の販売
主たる出資者及びその出資比率	サッポロホールディングス株式会社 100%

名称	十一番株式会社
本店の所在地	東京都世田谷区上北沢四丁目33番21号-238
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 新美 司
資本金	10万円
事業の内容	有価証券の保管業務、不動産の取得、所有、売買、賃貸及び管理業務、前各号に付帯する一切の業務
主たる出資者及びその出資比率	新美 恭 99.00% 新美 司 1.00%

名称	北沢産業株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区東2丁目23番10号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第71期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月28日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第72期 第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月10日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第72期 第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月14日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第72期 第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月12日 関東財務局長に提出

名称	株式会社折兼
本店の所在地	名古屋市西区菊井2丁目6番16号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 伊藤 崇雄
資本金	96百万円
事業の内容	品包装容器、資材、衛生関連商品、環境対応品、厨房用品及び包装機械等のトータル販売
主たる出資者及びその出資比率	株式会社折兼ホールディングス 100.00%

名称	株式会社SHEEN
本店の所在地	京都市北区紫野南花ノ坊8番地4
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 松宮 藤人
資本金	3百万円
事業の内容	青果の卸売販売、精肉の卸売販売
主たる出資者及びその出資比率	松宮 藤人 100.00%

氏名	横山 順弘
住所	名古屋市守山区
職業	株式会社夢現 名古屋市中区新栄二丁目2番7号 (事業内容:不動産の賃貸・売買・管理)代表取締役社長

名称	株式会社ヤマヤ醤油店
本店の所在地	名古屋市中区松原三丁目7番8号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 川竹 保夫
資本金	24百万円
事業の内容	味噌醤油及び溜酢塩の販売
主たる出資者及びその出資比率	川竹 智久 35.83% 川竹 恵子 30.83%

名称	株式会社ネオプライムヒグチ
本店の所在地	岐阜県可児市広見1236番地の1
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 樋口 秀行
資本金	15百万円
事業の内容	牛肉、豚肉、鶏肉、食品販売 ハム、ソーセージ、その他食品加工全般
主たる出資者及びその出資比率	樋口 秀行 100.00%

名称	株式会社ハナノキ
本店の所在地	愛知県北名古屋市井瀬木井の元36番地
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 池山 真一郎
資本金	70百万円
事業の内容	米穀の精米及び販売、雑穀、めん類、調味品の加工及び販売
主たる出資者及びその出資比率	池山 真一郎 31.50% 池山 健次 26.07%

名称	株式会社東海サービス
本店の所在地	愛知県瀬戸市窯町322番地の133
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 杉野 真一郎
資本金	10百万円
事業の内容	外食チェーン産業・医療給食用食材の保管・仕分・配送業務
主たる出資者及びその出資比率	杉野 司 40.00% 杉野 真一郎 30.00%

名称	ジー・ユー・サプライヤーズ株式会社
本店の所在地	大阪府枚方市招堤中町二丁目6番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 草間 昭彦
資本金	95百万円
事業の内容	水産物の輸入、加工及び販売、食品及び乳製品の輸入、加工及び販売
主たる出資者及びその出資比率	草間 昭彦 100.00%

名称	株式会社都建装
本店の所在地	大阪府東大阪市衣摺 5 丁目17番27号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 金子 明義
資本金	10百万円
事業の内容	建築、内装業
主たる出資者及びその出資比率	金子 明義 100.00%

名称	株式会社ランドマーク
本店の所在地	愛知県常滑市新開町 3 丁目48番地
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 鯉江 悟
資本金	1 百万円
事業の内容	店舗・住宅等の建築及び設計、施工、管理業務
主たる出資者及びその出資比率	鯉江 悟 100.00%

(2) 提出者と割当予定先との関係(2019年4月8日現在)

アリアケジャパン株式会社

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	197,600株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		当該会社から食材を商社経由で購入しております。

サッポロビール株式会社

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	168,000株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		当該会社から飲料を酒販店経由で購入しております。

十一番株式会社

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	550,000株
人事関係		当社社長が代表取締役であります。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		該当事項はありません。

北沢産業株式会社

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	148,000株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		当該会社から厨房設備の購入をしております。

株式会社折兼

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	164,000株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		当該会社から食材・備品・消耗品を購入しております。

株式会社SHEEN

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		当該会社から野菜及び肉類を購入し、餃子を販売しております。

横山 順弘

出資関係		5,000株
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

株式会社ヤマヤ醤油店

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	61,200株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		当該会社から酒・油を購入しております。

株式会社ネオプライムヒグチ

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		当該会社から肉類を購入しております。

株式会社ハナノキ

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		当該会社から米穀等を購入しております。

株式会社東海サービス

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		当該会社に食材の輸送・保管業務を委託しております。

ジー・ユー・サプライヤーズ株式会社

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		当該会社から肉類を購入しております。

株式会社都建装

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		当該会社に店舗造作工事を発注しております。

株式会社ランドマーク

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		当該会社に店舗造作工事を発注しております。

(3) 割当予定先の選定理由

本第三者割当増資における割当予定先の検討に際し、当社の成長戦略と財務基盤の安定が最重要課題と認識しており、当社の今後の事業展開に理解を示していただける割当予定先の選定が必要でありました。

このような割当方針の下、食材の供給をしているアリアケジャパン株式会社、酒類・飲料の主要な取引先であるサッポロビール株式会社、当社代表取締役社長が代表である資産管理会社の十一番株式会社、厨房機器の設置をしている北沢産業株式会社、消耗資材等の主要な取引先である株式会社折兼、野菜及び食肉の供給、餃子の販売を行っている株式会社 S H E E N、経営経験豊富な横山順弘氏、食材の供給をしている株式会社ヤマヤ醤油店、株式会社ネオプライムヒグチ、株式会社ハナノキ、ジー・ユー・サプライヤーズ株式会社、食材の輸送・保管を行っている株式会社東海サービス、店舗の内外装の施工を行っている株式会社都建装及び株式会社ランドマークを割当予定先に選定いたしました。

この主要取引先等との協力体制を構築し、事業の効率性を向上させることが、経営の安定と当社事業の強化に繋がるものと判断いたしました。

アリアケジャパン株式会社について

割当予定先であるアリアケジャパン株式会社については、2018年9月30日現在当社株式を197,600株（発行済株式総数に対する割合2.80%）保有する、当社第7位の株主であります。日ごろから当社の事業戦略の実効性、成長の可能性、自己資本の充実の必要性に深い理解を有し、当社の事業推進に対しての支援を表明されております。当該会社と更なる関係強化を図ると共に、当社の財務基盤の強化を図り、今後の事業展開を迅速に実施できる体制を構築するため、割当予定先として選定いたしました。

サッポロビール株式会社について

割当予定先であるサッポロビール株式会社については、当社の店舗において、酒類・飲料を安定して供給する取引先として信頼性が高く、2018年9月30日現在当社株式を168,000株（発行済株式総数に対する割合2.38%）保有する当社第8位の株主であります。今後も当該会社に多岐にわたる支援をいただき、今後の事業展開を迅速に実施できる体制を構築するため、割当予定先として選定いたしました。

十一番株式会社について

割当予定先である十一番株式会社については、2018年9月30日現在当社株式を550,000株（発行済株式総数に対する割合7.80%）保有する、当社の筆頭株主であり、当社代表取締役社長の新美司の資産管理会社であります。出資比率の維持のため割当先として選定しました。

北沢産業株式会社について

割当予定先である北沢産業株式会社については、2018年9月30日現在当社株式を148,000株（発行済株式総数に対する割合2.10%）保有しております。当社店舗の厨房設備の購入先として信頼性が高く、今後も当該会社に多岐にわたる支援をいただき、今後の事業展開を迅速に実施できる体制を構築するため、割当予定先として選定いたしました。

株式会社折兼について

割当予定先である株式会社折兼については、2018年9月30日現在当社株式を164,000株（発行済株式総数に対する割合2.33%）保有する、当社第9位の株主であります。当社の店舗において、包装材等を安定して供給する取引先として信頼性が高く、今後も当該会社に多岐にわたる支援をいただき、今後の事業展開を迅速に実施できる体制を構築するため、割当予定先として選定いたしました。

株式会社 S H E E N について

割当予定先である株式会社 S H E E N については、当社の食肉供給を行う取引先として信頼性が高く、今後も当該会社に多岐にわたる支援をいただき、今後の事業展開を迅速に実施できる体制を構築するため、割当予定先として選定いたしました。

横山順弘氏について

割当予定先である横山順弘氏については、当社が上場する前から当社へ経営面でのアドバイスをいただいております。経営者としての知見が高く、2018年9月30日現在当社株式を5,000株(発行済株式総数に対する割合0.07%)保有しております。

今後も当社に多岐にわたる支援をいただき、今後の事業展開を迅速に実施できる体制を構築するため、割当予定先として選定いたしました。

株式会社 ヤマヤ醤油店 について

割当予定先である株式会社 ヤマヤ醤油店 については、当社の店舗において、酒・油等安定して供給する取引先として信頼性が高く、2018年9月30日現在当社株式を61,200株(発行済株式総数に対する割合0.87%)保有しております。今後も当該会社に多岐にわたる支援をいただき、今後の事業展開を迅速に実施できる体制を構築するため、割当予定先として選定いたしました。

株式会社 ネオプライムヒグチ について

割当予定先である株式会社 ネオプライムヒグチ については、当社の店舗において、肉類等を安定して供給する取引先として信頼性が高く、今後も当該会社に多岐にわたる支援をいただき、今後の事業展開を迅速に実施できる体制を構築するため、割当予定先として選定いたしました。

株式会社 ハナノキ について

割当予定先である株式会社 ハナノキ については、当社の店舗において、米穀等を安定して供給する取引先として信頼性が高く、今後も当該会社に多岐にわたる支援をいただき、今後の事業展開を迅速に実施できる体制を構築するため、割当予定先として選定いたしました。

株式会社 東海サービス について

割当予定先である株式会社 東海サービス については、当社の店舗において、食材等を安定して輸送・保管する取引先として信頼性が高く、今後も当該会社に多岐にわたる支援をいただき、今後の事業展開を迅速に実施できる体制を構築するため、割当予定先として選定いたしました。

ジー・ユー・サプライヤーズ株式会社 について

割当予定先であるジー・ユー・サプライヤーズ株式会社 については、当社の店舗において、肉類等を安定して供給する取引先として信頼性が高く、今後も当該会社に多岐にわたる支援をいただき、今後の事業展開を迅速に実施できる体制を構築するため、割当予定先として選定いたしました。

株式会社 都建装 について

割当予定先である株式会社 都建装 については、当社の店舗造作工事を行う取引先として信頼性が高く、今後も当該会社に多岐にわたる支援をいただき、今後の事業展開を迅速に実施できる体制を構築するため、割当予定先として選定いたしました。

株式会社 ランドマーク について

割当予定先である株式会社 ランドマーク については、当社の店舗造作工事を行う取引先として信頼性が高く、今後も当該会社に多岐にわたる支援をいただき、今後の事業展開を迅速に実施できる体制を構築するため、割当予定先として選定いたしました。

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 373,000株

割当予定先	割当予定数
アリアケジャパン株式会社	150,000株
サッポロビール株式会社	90,000株
十一番株式会社	30,000株
北沢産業株式会社	28,000株
株式会社折兼	20,000株
株式会社S H E E N	10,000株
横山 順弘	10,000株
株式会社ヤマヤ醤油店	5,000株
株式会社ネオプライムヒグチ	5,000株
株式会社ハナノキ	5,000株
株式会社東海サービス	5,000株
ジー・ユー・サプライヤーズ株式会社	5,000株
株式会社都建装	5,000株
株式会社ランドマーク	5,000株
計	373,000株

(5) 株券等の保有方針

当社は、全ての割当予定先より中長期的に保有する方針を書面にて確認しております。

なお、当社は、全ての割当予定先についてそれぞれ、払込期日(2019年4月25日)から2年以内に本第三者割当増資に係る当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を名古屋証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約を取得する予定であります。

(6) 払込みに要する資金等の状況

アリアケジャパン株式会社について

当社は割当予定先のアリアケジャパン株式会社の第40期有価証券報告書(2018年6月25日提出)及び第41期第3四半期報告書(2019年2月7日提出)により、当該割当予定先が本第三者割当増資に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しており、本第三者割当増資に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

サッポロビール株式会社について

当社は割当予定先の持株会社であるサッポロホールディングス株式会社の第94期有価証券報告書(2018年3月30日提出)及び第95期第3四半期報告書(2018年11月13日提出)により、当該割当予定先グループが本第三者割当増資に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しており、本第三者割当増資に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

十一番株式会社について

割当予定先である十一番株式会社は当社代表取締役新美司の資産管理会社であります。直近の当該会社の残高証明を確認した結果、当該割当予定先が本第三者割当増資の払込みに要する資金を十分に保有していることを確認しております。

北沢産業株式会社について

当社は割当予定先の北沢産業株式会社の第71期有価証券報告書(2018年6月28日提出)及び第72期第3四半期報告書(2019年2月12日提出)により、当該割当予定先が本第三者割当増資に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しており、本第三者割当増資に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

株式会社折兼について

当社は、割当予定先である株式会社折兼の預金残高を証する書面及び直近の財務諸表を受領し、当該財務諸表から2018年6月期決算における売上高、総資産額、純資産額及び現預金等の状況を確認した結果、当該割当予定先が本第三者割当増資の払込みに要する資金を十分に保有していることを確認しております。

株式会社S H E E Nについて

当社は、割当予定先である株式会社S H E E Nの預金残高を証する書面及び直近の財務諸表を受領し、当該財務諸表から2018年3月期決算における売上高、総資産額、純資産額及び現預金等の状況を確認した結果、当該割当予定先が本第三者割当増資の払込みに要する資金を十分に保有していることを確認しております。

横山順弘氏について

当社は、通帳の写しを受領し、第三者割当増資の払込みに要する資金を十分に保有していることを確認しております。

株式会社ヤマヤ醤油店について

当社は、割当予定先である株式会社ヤマヤ醤油店の預金残高を証する書面及び直近の財務諸表を受領し、当該財務諸表から2018年7月期決算における売上高、総資産額、純資産額及び現預金等の状況を確認した結果、当該割当予定先が本第三者割当増資の払込みに要する資金を十分に保有していることを確認しております。

株式会社ネオプライムヒグチについて

当社は、割当予定先である株式会社ネオプライムヒグチの預金残高を証する書面及び直近の財務諸表を受領し、当該財務諸表から2018年6月期決算における売上高、総資産額、純資産額及び現預金等の状況を確認した結果、当該割当予定先が本第三者割当増資の払込みに要する資金を十分に保有していることを確認しております。

株式会社ハナノキについて

当社は、割当予定先である株式会社ハナノキの預金残高を証する書面及び直近の財務諸表を受領し、当該財務諸表から2018年5月期決算における売上高、総資産額、純資産額及び現預金等の状況を確認した結果、当該割当予定先が本第三者割当増資の払込みに要する資金を十分に保有していることを確認しております。

株式会社東海サービスについて

当社は、割当予定先である株式会社東海サービスの預金残高を証する書面及び直近の財務諸表を受領し、当該財務諸表から2018年3月期決算における売上高、総資産額、純資産額及び現預金等の状況を確認した結果、当該割当予定先が本第三者割当増資の払込みに要する資金を十分に保有していることを確認しております。

ジー・ユー・サプライヤーズ株式会社について

当社は、割当予定先であるジー・ユー・サプライヤーズ株式会社の預金残高を証する書面及び直近の財務諸表を受領し、当該財務諸表から2018年6月期決算における売上高、総資産額、純資産額及び現預金等の状況を確認した結果、当該割当予定先が本第三者割当増資の払込みに要する資金を十分に保有していることを確認しております。

株式会社都建装について

当社は、割当予定先である株式会社都建装の直近の財務諸表を受領し、当該財務諸表から2018年2月期決算における売上高、総資産額、純資産額及び現預金等の状況を確認した結果、当該割当予定先が本第三者割当増資の払込みに要する資金を十分に保有していることを確認しております。

株式会社ランドマークについて

当社は、割当予定先である株式会社ランドマークの直近の財務諸表を受領し、当該財務諸表から2018年2月期決算における売上高、総資産額、純資産額及び現預金等の状況を確認した結果、当該割当予定先が本第三者割当増資の払込みに要する資金を十分に保有していることを確認しております。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社アリアケジャパン、北沢産業株式会社は東京証券取引所に、サッポロビール株式会社の持株会社であるサッポロホールディングス株式会社は東京証券取引所及び札幌証券取引所に、上場しています。割当予定先各社が証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンス報告書」に記載されている「内部統制システム等に関する事項」において公表されている、当該会社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況等の内容等から、当社は割当予定先及び割当予定先関係者が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しております。

十一番株式会社代表取締役社長新美司は、当社の代表取締役であり株式会社J Bイレブンが名古屋証券取引所へ提出したコーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「倫理綱領」に定め基本方針を定めております。

また、株式会社折兼、株式会社S H E E N、株式会社ヤマヤ醤油店、株式会社ネオプライムヒグチ、株式会社ハナノキ、株式会社東海サービス、ジー・ユー・サプライヤーズ株式会社、株式会社都建装、株式会社ランドマーク及び横山順弘氏については、反社会的勢力とは一切関係がないこと、また将来においても同関係を有しないことについて、当該会社及び個人との面談や現在の財務の状況、取引状況を確認し、第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（東京都渋谷区、代表取締役 中村勝彦）に対して調査を委託し反社会的勢力等とは関係ない旨の調査結果を得ました。

さらに、当該会社及び個人からは反社会的勢力等とは一切関係がないこと、また将来においても同関係を有しないことについての確認書を受領いたしております。

これにより、当社は割当予定先、その役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

払込金額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日である2019年4月5日の名古屋証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値である804円を参考として、割当予定先との交渉のうえ770円（ディスカウント率4.23% 小数点以下第3位四捨五入以下同じ）と決定いたしました。

この払込金額は、本取締役会決議日の直前1ヶ月間（2019年3月6日から2019年4月5日まで）の終値平均である839円に対しては8.22%ディスカウント、直前3ヶ月間（2019年1月6日から2019年4月5日まで）の終値平均である823円に対しては6.44%ディスカウント、直前6ヶ月間（2018年10月6日から2019年4月5日まで）の終値平均である827円に対しては6.89%ディスカウントとなります。

上記払込金額は、当社の株価の動きを勘案し、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付）により、原則として株式の発行に係る取締役会決議日の直前日の価格（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直前日の価格）を基準として決定することとされているため、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。また、ディスカウント率については、払込期日までの相場変動の可能性、当社の発行済株式数、本第三者割当増資により発行される株式数、現在の株式市場の状況及び本第三者割当増資の必要性等を総合的に勘案したものであります。

なお、本第三者割当増資の割当予定先でない当社の監査等委員会が、上記払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回発行する新株式373,000株は、現在の当社発行済株式総数7,048,700株の5.29%（2018年9月30日現在の総議決権数70,429個に対する割合は5.30%）にあたり、結果として株式の希薄化が生じます。しかしながら、「(3) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当増資は成長のための原資確保と財務基盤を強化するものであり、また、割当予定先との関係強化により経営効率の向上に資するものであります。これにより企業価値・株式価

値の向上が見込まれ、本第三者割当増資による発行株式数量及び株式希薄化の程度は、合理的な水準にあると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
十一番株式会社	東京都世田谷区上北沢四丁目33番21号-238	550,000	7.81	580,000	7.82
株式会社グルメ杵屋	大阪市住之江区北加賀屋3丁目4番7号	543,200	7.71	543,200	7.32
棕本 充士	大阪市住吉区	397,200	5.64	397,200	5.36
尾家産業株式会社	大阪市北区豊崎6丁目11番27号	353,600	5.02	353,600	4.77
アリアケジャパン株式会社	東京都渋谷区恵比寿南3丁目2番17号	197,600	2.81	347,600	4.69
新美 司	愛知県知多郡東浦町	259,300	3.68	259,300	3.50
サッポロビール株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番1号	168,000	2.39	258,000	3.48
N I Mホールディングス有限会社	愛知県知多郡東浦町藤江三丁目12番地	250,008	3.55	250,008	3.37
株式会社折兼	名古屋市西区菊井2丁目6番16号	164,000	2.33	184,000	2.48
北沢産業株式会社	東京都渋谷区東2丁目23番10号	148,000	2.10	176,000	2.37
計		3,030,908	43.03	3,348,908	45.16

(注) 1. 2018年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当前及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、発行済株式総数から自己株式数を除いた以下の総議決権数(単元株式数100株)に対する割合を記載しております。

発行済株式総数から自己株式数を除いた総議決権数

(割当前) 70,429個 (割当後) 74,159個

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 資本金の増減

「組込情報」の有価証券報告書(第37期事業年度)「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日(2018年6月26日)以降、本有価証券届出書提出日(2019年4月8日)までの間に、2018年8月1日に譲渡制限付株式報酬の付与を目的とした新株式の有償発行により、資本金が4,034千円増加しております。

2018年6月26日現在の資本金	増加額	2019年4月8日現在の資本金
666,163千円	4,034千円	670,198千円

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に掲げた第37期有価証券報告書及び第38期第3四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年4月8日)現在までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2019年4月8日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

3 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の第37期有価証券報告書の提出日(2018年6月26日)以降、本有価証券届出書提出日(2019年4月8日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(2018年6月27日提出)

1 提出理由

2018年6月25日に開催された当社第37回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2018年6月25日

(2) 議決権状況

議決権を有する株主数 4,870名

その有する議決権の数 70,348個

(3) 決議事項の内容

第1号議案 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件

1. 資本準備金の額の減少の目的

今後の資本施策の柔軟性および機動性を確保するため、会社法448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、繰越利益剰余金の欠損填補を行うものであります。

2. 資本準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金385,222,346円のうち113,563,210円を減少させ、その他資本剰余金に減少額の全額を振替えるものです。減少後の資本準備金の額は、271,659,136円となります。資本準備金の額の減少の効力発生日は2018年6月26日です。

3. 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金からその他資本剰余金に振替えられた113,563,210円の全額を繰越利益剰余金に振替え、繰越利益剰余金の欠損を填補するものです。

減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 113,563,210円

増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 113,563,210円

剰余金の処分の効力発生日

2018年6月26日

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員であるものを除く。)として、新美司、伊藤真一、亀岡巧、相川眞、田畠英幸、棕本充土の各氏を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

取締役(監査等委員)として、伊藤眞一郎、木村元泰、岩瀬余止秀、榊原陽子の各氏を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

補欠の取締役(監査等委員)として、黒田博司、花井勉の各氏を選任するものであります。

(4) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	可決要件	決議の結果及び賛成割合
第1号議案	54,254個	264個	-	(注)1	可決99.52%
第2号議案					
新美 司	54,220個	300個	-	(注)2	可決99.45%
伊藤 真一	54,231個	289個	-		可決99.47%
亀岡 巧	54,239個	281個	-		可決99.48%
相川 眞	54,226個	294個	-		可決99.46%
田畠 英幸	54,247個	273個	-		可決99.50%
棕本 充土	54,242個	278個	-		可決99.49%
第3号議案					
伊藤 眞一郎	54,186個	334個	-	(注)2	可決99.39%
木村 元泰	54,263個	257個	-		可決99.53%
岩瀬 余止秀	54,253個	267個	-		可決99.51%
榊原 陽子	54,264個	256個	-		可決99.53%
第4号議案					
黒田 博司	54,221個	298個	-	(注)2	可決99.45%
花井 勉	54,243個	276個	-		可決99.49%

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

第1号議案から第4号議案までのすべての議案は、本株主総会前日までの議決権行使書による事前行使分、および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の合計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第37期)	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	2018年6月26日 東海財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第37期)	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	2019年4月2日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第38期第3四半期)	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	2019年2月12日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月26日

株式会社 J B イレブン
取締役会 御中

桜橋監査法人

指 定 社 員 公認会計士 野 場 友 純
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 北 岡 慎 太 郎
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J B イレブンの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J B イレブン及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年5月9日開催の取締役会において、平成30年6月25日開催の第37期定時株主総会に、資本準備金の額の減少および剰余金の処分について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 J B イレブンの平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社 J B イレブンが平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表に添付する形で別途保管しています。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月26日

株式会社 J B イレブン
取締役会 御中

桜橋監査法人

指 定 社 員 公認会計士 野 場 友 純
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 北 岡 慎 太 郎
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J B イレブンの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J B イレブンの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年5月9日開催の取締役会において、平成30年6月25日開催の第37期定時株主総会に、資本準備金の額の減少および剰余金の処分について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管しています。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年 2月12日

株式会社 J B イレブン

取締役会 御中

桜橋監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野 場 友 純 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北 岡 慎 太 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J B イレブンの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 J B イレブン及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しています。

2 X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。